

公益社団法人愛知県栄養士会 賛助会員の申込についての注意事項

(賛助会員)

賛助会員は、定款第3章第5条(3)に、「本会の事業を賛助する個人または団体であつて理事会の承認を得た者」と定めています。

(会 費)

会費は、会員に関する規程第10条(3)に、「年額20,000円」と定めています。
したがって年度ごとの更新となります。

(会費の納入)

会費は、会員に関する規程第11条で所定の手続を経て「当該年の5月31日までに納入」と定めています。

ただし、新規会員については、「入会申込書提出の時期」としています。

(申込方法)

所定の申込書に資料を添付して提出してください。

送付先：公益社団法人愛知県栄養士会 事務局

460-0026 名古屋市中区伊勢山1-1-4 D A I Oビル4F

(審 査)

賛助会員の入会に関する審査は、原則的に毎月第1土曜日に開催される理事会において行います。

(展示・広告)

展示・広告(バナー広告を含む)に関する事項は、年度当初に提示し、申込みを受けつけることとしています。

なお、審査基準に抵触する場合は修正・変更をお願いすることがあります。

○展示が可能な事業(展示料は、原則として1区画20,000円)

5月定時総会・本会主催研修会・部会研修会・その他

○広告が可能な事業(広告料についてはお問い合わせください)

会報・ホームページ・バナー広告・その他

詳細については事務局にお問い合わせください。